

## 那覇市障害福祉サービス事業者等における事故等報告取扱要領

### 1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、地域活動支援センターの設置者及び福祉ホームの設置者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）が実施する障害福祉サービス、相談支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援に係るサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供により発生した事故等を把握するとともに、事業者による事故等の速やかな対応と事故等防止への取組みを支援することにより、障害福祉サービス等の質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として定める。

### 2 対象

障害福祉サービス事業者等が行う、障害福祉サービス等とする。

### 3 報告の範囲

障害福祉サービス事業者等は次に該当する場合は、那覇市に報告を行うこととする。

#### (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故等その他重大な人身事故等が発生した場合

ア 「サービスの提供による」とは送迎及び通院等の間の事故等を含む。

イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものとする。（事業所内の同程度の治療を含む）※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

ウ イ以外、ケガにより利用者トラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合も含む。

エ 業者側の過失の有無は問わない。

オ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

#### (2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：虐待、守秘義務違反、利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失など）については、報告すること。

#### (3) 感染症及び食中毒の発生

各事業者は、次のア、イ又はウの場合は、迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて管轄する保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。（関連する法令等に定める届出義務がある場合は、別途これに従い、この連絡も同時に行うものとする。）

- ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
  - イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
  - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に報告が必要と認められる場合
- (4) その他、報告が必要と認められる事故等の発生

#### 4 報告の書式

別添「障害福祉サービス事業者等 事故等報告書」を標準様式とする。

#### 5 報告の期限

障害福祉サービス事業者等は、報告等を要する事由が発生した場合、概ね5日以内を目安に報告先へ報告するものとする。但し、感染症などが発生した場合は直ちに報告すること。なお、緊急で報告が必要な場合は電話にて報告可能とする。

#### 6 報告先

障害福祉サービス事業者等は、3で定める事故等が発生した場合は、那覇市障がい福祉課へ報告すること。なお、障害福祉サービス事業者等は、利用者が那覇市以外の市町村に属している場合、当該市町村にも併せて報告すること。

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所 福祉部 障がい福祉課 事業所指定グループ

電話:098-862-3275(直通)

#### 7 報告に対する那覇市の対応

事業所・施設の事故に対する対応(一連の処理)の確認

事故等にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応(事実確認、指導監督等)を行う。

#### 付 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。